

平成 27 年度「就職差別 110 番」実施要領

1 趣旨

この要領は、「就職差別 110 番」の実施により、就職差別に関する府民からの要望、苦情、相談、照会等(以下「要望事項」という)について、適切に対応するため、必要な事項を定めるものとする。

2 取扱期間及び設置場所

- (1) 期間 電話：6月17日(水)～19日(金) 午前10時から午後6時まで
E-メール：6月中随時
- (2) 場所 大阪府商工労働部雇用推進室内

3 電話番号及びE-メールアドレス

- (1) 電話番号 06-6210-9518
- (2) E-メールアドレス: rosei-g04@sbox.pref.osaka.^{エルジー}lg.jp

4 事務処理の担当者

雇用推進室労政課労政・労働福祉グループ職員

5 事務処理方法

申し出者からの「要望事項」については、別紙相談カードに記載し、次の各号により処理するものとする。

- (1) 即時に対応できる「要望事項」については、それをもって完結とする。
- (2) 室内で処理できる「要望事項」は、該当する担当グループから回答する。
- (3) 他の行政機関に係る「要望事項」については、当該機関等に連絡のうえ、行政指導等の措置を別途依頼することとし、その旨を申し出者に連絡する。なお、回答については、本室から行う。
- (4) 就職差別に関する以外の「要望事項」等の取り扱いについては、上記(1)から(3)に準じて取り扱うものとする。ただし、内容により申し出者が直接関係する行政機関等に連絡することが適切であると判断できる場合は、その旨を申し出者に連絡するものとする。なお、その際は、趣旨を十分に説明することとし、誤解が生じないように特段の配慮をすること。
- (5) E-メールによる「要望事項」については、上記(1)から(4)に準じて処理するものとする。

6 事務処理上の注意事項

- (1) 「就職差別 110 番」を担当する職員は、「要望事項」の処理あたって、常に懇切、丁寧、迅速を旨とし、誠実に対応するとともに、秘密の保持に留意するものとする。
- (2) 「要望事項」のうち、処理が長期に亘る恐れがあるときは、必ず事前にその旨を申し出者に連絡すること。

6月は「就職差別撤廃月間」です 《しない させない 就職差別》
～働くのは私！ 私自身を見てください～

就職の面接で、こんなことを聞いた、あるいは聞かれたことはありませんか。

『あなたのお父さんやお母さんの出身地はどこですか。家族の職業を教えてください。』

『あなたの住んでいる地域は、どんな環境ですか。』

『お父さん（お母さん）がいないようですが、どうされたのですか。』

『尊敬する人物を教えてください。』

『結婚、出産しても働き続けられますか。（女性に対して）』

本人や家族の出身地や職業などが、面接を受ける人の就職に関係あるのでしょうか。

また、思想・信条などは憲法で保障されている個人の自由権に属することです。

就職の面接でこのような質問をすることは、本人の責任のない事項や本来自由であるべき事項で応募者を判断することになり、就職差別につながるおそれがあります。

採用選考では、次の2点を基本的な考え方として実施することが大切です。

- ・「人を人としてみる」人間尊重の精神、すなわち応募者の基本的人権を尊重する。
- ・ 応募者のもつ適性・能力を基準とし、その人の資質や長所を見いだすことを通じて行う。

また、個人情報保護の観点から、応募者より提出された履歴書などの取り扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害しないようにしなければなりません。

大阪府では、これまでも就職差別の撤廃に取り組んでまいりましたが、就職差別につながる問題事象が、高校生や大学生、また一般求職者から今なお、少なからず報告されています。

大阪府では、この6月を「就職差別撤廃月間」とし、ハローワークや市町村、大阪企業人権協議会などの関係機関と連携して、様々な啓発事業を実施します。応募者の基本的人権を尊重し、就職の機会均等を保障することの大切さについて、府民・事業者の皆さんのご理解をお願いいたします。

【月間中の主な取り組み】

☆就職差別110番事業

○月間の下記の期間、電話による相談を受付けます。

設置期間 6月17日(水)～19日(金) 午前10時～午後6時

電話番号 06-6210-9518

○月間期間中(6月)、Eメールによる相談を受付けます。

E-mail アドレス:rosei-g04@sbox.pref.osaka.lg.jp

☆啓発事業

- ・ 関係団体並びに市町村等の関係機関の広報により啓発を周知
- ・ 主として求職者を対象とした啓発リーフレットの配付

〔問い合わせ先〕大阪府商工労働部雇用推進室 06-6941-0351 内線：6761

月間ホームページ

<http://www.pref.osaka.lg.jp/rosei/koseisaiyo/400-tepai-syusyosabe.html>

6月は「就職差別撤廃月間」です

《しない させない 就職差別》

就職の面接で、出身地や家族の職業、思想・信条に関することを聞いたこと、聞かれたことはありませんか。

面接でこのような質問をすることは、本人に責任のない事項や本来自由であるべき事項で応募者を判断することになり、就職差別につながるおそれがあります。採用選考は、応募者の基本的人権を尊重し、本人の適性・能力に基づき資質や長所を見いだすことを通じて行う必要があります。

大阪府では、6月を「就職差別撤廃月間」と定め、啓発事業に取り組んでいますので、就職の機会均等を保障することの大切さについて、皆様のご理解とご協力をお願いします。

【就職差別110番を開設します】

○下記の期間、電話での相談をお受けしています。

設置期間 6月17日(水)～19日(金)

設置時間 午前10時～午後6時

電話番号 06-6210-9518

○就職差別撤廃月間期間中(6月)は、Eメールにより府民の皆さまから就職差別に関する相談を随時お受けします。

E-mail:rosei-g04@sbox.pref.osaka.lg.jp

<http://www.pref.osaka.lg.jp/rosei/koseisaiyo/400-tepai-syusyosabe.html>

働くのは私！ 私自身を見てください

大阪府商工労働部雇用推進室

06-6210-9518

平成26年度 就職差別撤廃月間 取り組みの概況について

項目	実施状況
①	関係機関・団体への広報依頼 ●11団体で実施 ・構成団体への広報依頼、企業人権協の地域連絡会への広報依頼 など
②	啓発ポスターとリーフレットの作成・配布・掲示依頼 ●24団体で実施 ・構成団体にリーフレットを配布、建物内で独自ポスター掲示、駅構内で独自ポスター掲示、建物内での立看板設置、啓発文章入りグッズ（ポケットティッシュ）の作成 など
③	駅構内放送等による広報依頼 ●10団体で実施 ・府内主要駅構内での放送、車内での放送、列車内ガラス面でのミニポスター貼り付け、列車内お知らせ用LEDによる啓発、駅構内への立看板設置、車両内のつり革広告、建物への懸垂幕掲出、市内スーパーでの放送依頼 など
④	街頭啓発による広報 ●43団体で実施 ・駅前等で啓発グッズの配布を実施（企業人権協の地域連絡会加入企業、府及び市町村、公共職業安定所、公正採用人権啓発推進センター等による）
⑤	報道機関への資料提供 ●1団体で実施 ・府政記者クラブへの提供
⑥	就職情報誌への広報依頼 ●2団体で実施 ・求人情報誌発行の各社に情報提供
⑦	その他の事業 ●61団体で実施 ・府及び市町村広報誌への掲載、各種団体広報誌に掲載、府及び市区町村ホームページに掲載、リーフレットの配架、テレビ画面で広報文を放映、府内勤務職員への周知、自社求人情報誌への掲載、駅ホームでの案内表示板による啓発、事務用封筒への標語の印刷、企業向け講演（研修会）の実施、メールマガジンへの掲載、建物周辺へのノボリ設置、建物への懸垂幕設置、大型ビジョンでの啓発映像の放送、大型電光掲示板での広報 など

担当：労政・労働福祉グループ 池口・矢倉・松村
 〒559-8555 大阪市住之江区南港北1-14-16
 大阪府咲洲庁舎24階
 電話 06-6941-0351(府庁代表) 内線2816
 ファクス 06-6210-9517